

仕 様 書

1 業務名称
第53回生野まつり警備業務委託（Aブロック）

2 履行期間
契約日から令和8年10月19日（月）まで

3 履行場所
巽公園内及び周辺

4 業務概要
本業務は生野まつりの会場である巽公園内及び周辺（別紙1）の範囲に警備員を配置することにより、警備対象物の火災、盗難、不法侵入、その他の違法行為等の予防警備並びに抑制にあたる。受注者は次に掲げる業務を遂行することで、警戒対象物件の円滑な運営に寄与するとともに、警備業法、最低賃金法等の法令を遵守し、常に警備員の資質の向上に努め、忠実に履行しなければならない。

（1）警備員の従事体制及び従事時間

従事日	配置場所	従事時間	必要人員	業務内容
10月17日（土）～ 10月18日（日）	配置図（別図1）	午後5時～ 翌午前8時	2名以上	（2）ア
10月18日（日）	配置図（別図2及 び別図3）	午前8時～ 午後4時	7名以上	（2）イ、 ウ、エ
10月18日（日）～ 10月19日（月）	配置図（別図1）	午後5時～ 翌午前8時	2名以上	（2）ア

（2）警備員の業務内容

- ア 夜間警備及び設置物等の盗難防止
- イ 来場者・通行者の誘導及び安全管理
- ウ 駐輪・通行マナー向上に向けた啓発
- エ 交通規制に係る車両誘導

（3）作業要領

- ア 従事時間中は配置場所をむやみに離れないこと。
- イ 来場者には親切丁寧に対応することとし、節度と品位のある対応を

行い来場者に不快感、不信感を持たれることがないこと。

- ウ 会場内での自転車の走行は危険であるため、押し歩きの協力依頼をすること。
- エ 不審物を発見した場合には、発注者の指定する担当者へ通報し、その指示を受け対応を行う等、適切な処置に努めること。
- オ 会場周辺で回収したごみ等は発注者の指定する場所に運搬すること。
- カ 拾得物があれば発注者の指定する担当者へ届け出ること。
- キ 徘徊者、挙動不審者を発見した場合は、注意喚起等を行い、敷地外へ退去を求める等の適切な処置に努めること。
- ク 発注者の指示に従い、状況に応じて臨機応変に対応すること。

5 法令の順守

受注者は、本業務の実施にあたり関係する法令、条例等について、すべての責任を負うものとする。警備員等を雇用しサービスさせる時は、警備業法、最低賃金法等の法令を順守すること。

特に警備業法を順守し、常に警備員の資質の向上に努めるとともに、市民サービスの一端を担うという自覚を持って、節度と品位のある対応を行い、不快感、不信感を持たれることがないこと。

6 派遣する警備員について

- (1) 警備員の選考にあたっては、業務を遂行する能力を有する者で、警備業法に規定する教育を受けた者とする。
- (2) 業務の実施にあたっては、あらかじめ監督職員に警備員名簿を提出すること。
- (3) 警備員を変更する場合は、3日前までに警備員名簿を提出して発注者の承認を得ること。
- (4) 警備員は、勤務中、警備業法により所轄の公安委員会に届け出た制服及び装備を着用すること。
- (5) 屋外での作業となるため、防寒着、雨合羽などの必要な装備は、受注者が準備すること。
- (6) 発注者へ届け出た警備員であっても、その後発注者が不適格と判断したときは速やかに他の者と交替させなければならない。
- (7) 業務責任者の報告および問合せ・苦情等の対応について
 - ア 業務責任者を定め、発注者に報告すること。
 - イ 本業務に関連する問合せ・苦情等の対応については、受注者において誠意をもって行うこと。また、その顛末について、速やかに発注

者に報告をすること。

ウ 従事者の健康管理に十分注意し業務遂行すること。

7 提出書類等

- (1) 受注者は、契約後、発注者の指定する業務委託提出書類（別紙2）を必要部数作成し、速やかに監督職員に提出すること。
- (2) 受注者は、警備員の配置予定を作成し、令和8年10月14日（水）までに発注者へ提出しなければならない。なお、従事者に変更が生じたときは速やかに報告すること。
- (3) 従事者は、作業日報（別紙3）を当日の業務終了時に発注者に提出しなければならない。

8 契約金額

- (1) 契約金額は、現場経費、現場消耗品費等、本業務を執行するために必要な一切の経費とする。
- (2) 支払は、受注者からの請求に基づき、履行確認後に一括で支払う。
なお、気象警報の発令等により生野まつりを実施しない場合は、双方の協議のうえ出来高に基づいて支払額を決定する。

9 一括再委託等の禁止

- (1) 業務委託契約書第16条第1項に規定する「主たる部分」とは次に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。
 - ア 委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等
 - イ 4業務概要（2）警備員の業務内容に記載の業務
- (2) 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。
- (3) 受注者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。なお、元請の契約金額が1,000万円を超え契約の一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表する。
- (4) 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の3分の1以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式

若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。

- (5) 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札除外措置を受けている者であってはならない。

また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第12条第3項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を業務委託契約書第16条第2項及び第16条の2第2項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。

10 障がいのある人への合理的配慮の提供に関する研修等の実施

受注者は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）に基づき、合理的配慮の提供が適切になされるよう、大阪市が定めた「大阪市における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を踏まえた、従事者向けの研修等を実施すること。また、研修等の実施報告を別紙2の様式6により行うこと。

11 その他

- (1) 当該業務の実施に当たっては、契約後に本市職員と打ち合わせ（1回以上）を行うこと。
- (2) 大阪府生野警察署との協議は不要とする。
- (3) 業務に必要な資器材（無線機、誘導灯）は受注者にて用意すること。
- (4) 天候不良のため巽公園での実施が憂慮される場合は、令和8年10月15日（木）午後4時頃に決定する。

12 担当

〒544-8501 大阪市生野区勝山南3-1-19

大阪市生野区役所地域まちづくり課（TEL06-6715-9734）

暴力団等の排除に関する特記仕様書

1 暴力団等の排除について

- (1) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。）は、大阪市暴力団排除条例（平成 23 年大阪市条例第 10 号。以下「条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をしてはならない。
- (2) 受注者は、条例第 7 条各号に規定する下請負人等（以下「下請負人等」という。）に、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をさせてはならない。
また、受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をした場合は当該契約を解除させなければならない。
- (3) 受注者は、この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から条例第 9 条に規定する不当介入（以下「不当介入」という。）を受けたときは、速やかに、この契約に係る本市監督職員若しくは検査職員又は当該事務事業を所管する担当課長（以下「監督職員等」という。）へ報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。
また受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から不当介入を受けたときは、当該下請負人等に対し、速やかに監督職員等へ報告するとともに警察への届出を行うよう、指導しなければならない。
- (4) 受注者及び下請負人等が、正当な理由なく本市に対し前号に規定する報告をしなかったと認めるときは、条例第 12 条に基づく公表及び大阪市競争入札参加停止措置要綱による停止措置を行うことがある。
- (5) 受注者は第 3 号に定める報告及び届出により、本市が行う調査並びに警察が行う捜査に協力しなければならない。
- (6) 発注者及び受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者からの不当介入により契約の適正な履行が阻害されるおそれがあるときは、双方協議の上、履行日程の調整、履行期間の延長、履行内容の変更その他必要と認められる措置を講じることとする。

2 誓約書の提出について

受注者及び下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。ただし、発注者が必要でないと判断した場合はこの限りでない。

公正な職務の執行の確保に関する特記仕様書

(条例の遵守)

第1条 受注者および受注者の役職員は、本契約に係る業務（以下「当該業務」という。）の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」（平成18年大阪市条例第16号）（以下「条例」という。）第5条に規定する責務を果たさなければならない。

(公益通報等の報告)

第2条 受注者は、当該業務について、条例第2条第1項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者（生野区役所総務課）へ報告しなければならない。

2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第12条第1項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者（生野区役所総務課）へ報告しなければならない。

(調査の協力)

第3条 受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

(公益通報に係る情報の取扱い)

第4条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(発注者の解除権)

第5条 発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約を解除することができる。

その他特記仕様書

発注者と本契約を締結した受注者は、この契約の履行に関して、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに発注者（生野区役所総務課）に報告しなければならない。

グリーン配送に係る特記仕様書

- 1 本契約に基づき物品等を大阪市に納入する際には、車種規制非適合車以外の自動車である、大阪市グリーン配送適合車（以下「グリーン配送適合車」という。）を使用しなければならない。

注 「車種規制非適合車」とは「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車 NO_x・PM 法）」に定める窒素酸化物排出基準又は粒子状物質排出基準に適合しない自動車である。

なお、物品配送業務を他人に委託するときは、受託人の使用する自動車についてグリーン配送適合車の使用を求めること。

- 2 本契約締結後速やかに、本市が別途定める様式により、物品配送業務に使用する自動車がグリーン配送適合車である旨の届出を環境局環境管理部環境規制課あて行うこと。
ただし、既に本市に届出済みの自動車を使用する場合又は次の各号に定める自動車を使用する場合はこの限りではない。
 - (1) 大阪府グリーン配送実施要綱に基づく大阪府グリーン配送適合車
 - (2) 神戸市グリーン配送ガイドラインに基づく神戸市グリーン配送適合車
- 3 本市に届出済みのグリーン配送適合車に、グリーン配送適合ステッカーを貼付すること。
- 4 物品等を納入した際に、本市職員が確認のため「グリーン配送適合車届出済証」等の提示を求めた場合には、協力すること。

大阪市グリーン配送に関する問合せ

大阪市環境局環境管理部環境規制課
自動車交通環境対策グループ
電 話：06-6615-7965

生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者（再委託及び再々委託等の相手方並びに下請負人を含む）が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成 AI 利用ガイドライン（別冊 業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.1 版）」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

生成 AI の利用規定

- 生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること。
※ 所定様式は大阪市ホームページからダウンロードできます
<https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000623850.html>
- 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること。
- 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと。
- 画像及び動画の生成 AI サービスを利用する場合は、利用者が生成物を利用する際に他者の著作権を侵害しないよう選別したコンテンツで AI モデルの学習をしているサービスを利用することを原則とする。ただし、当該要件に該当しないサービス又は該当するか不明のサービスを利用する場合は、生成内容が既存著作物との類似性や無許諾での依拠がないことを確認し、かつ、成果物として利用する際は発注者の同意を得ること。
- インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI の利用を禁止する。
- 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する。
- 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること。
- 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する。
- 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する。
- 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること。
- 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること。
- 生成・出力された文章は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、加筆・修正のうえで使用すること。
- 生成・出力内容は、上記に定める正確性の確認等を経たうえで、加筆・修正を加えずに利用（公表等）する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえで利用すること。
- 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること。



- 1 巽公園
住所：大阪市生野区巽西1丁目7番
- 2 警備範囲
(1) 夜間警備・・・まつり会場①～③ (別図1)
(2) 昼間警備・・・まつり会場①～③、周辺部 (別図2、3)

夜間警備 配置図

**1 夜間警備**

- (1) 令和8年10月17日（土）午後5時 ～ 令和8年10月18日（日）午前8時
- (2) 令和8年10月18日（日）午後5時 ～ 令和8年10月19日（月）午前8時

2 配置詳細等

- (1) まつり会場①に車両を駐車し、パトライトを点灯すること。
- (2) まつり会場①、②、③を毎時巡回警備を行う。

3 その他

- (1) まつり会場①、②、③にはテント等が設置されている。
- (2) 会場内の詳細な出展ブース等の配置図面は契約後速やかに提供する。
- (3) パトライトについては発注者で準備を行うこと。

昼間警備 配置図 (Aブロック)



1 昼間警備

令和 8 年10月18日 (日) 午前 8 時～午後 4 時

2 配置詳細

- ①② まつり会場①出入口
- ③ まつり会場中央通路出入口
- ④ 駐輪場入口
- ⑤ まつり会場③出入口
- ⑥ まつり会場東側出入口
- ⑦ まつり会場②会場内 (巡回)

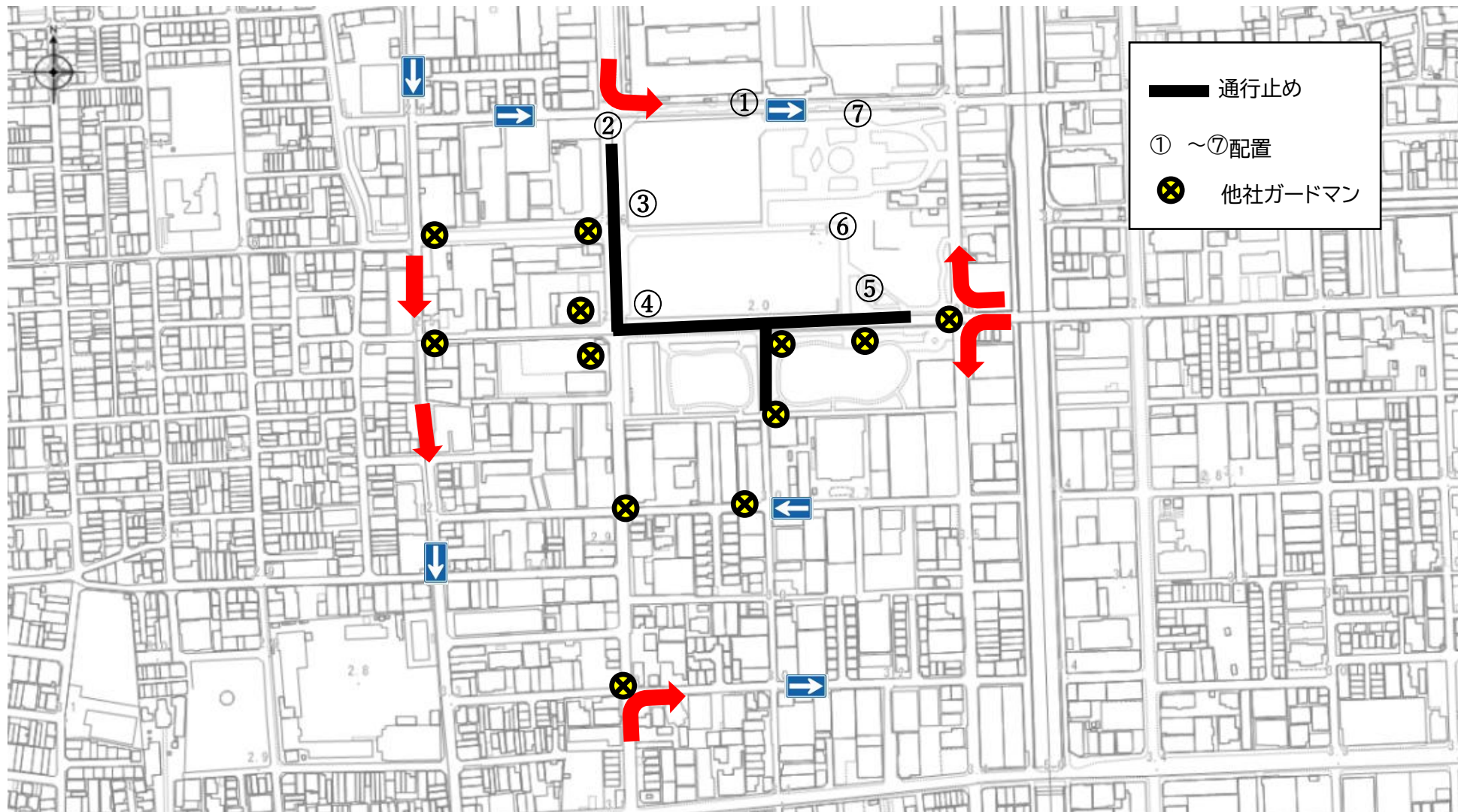
3 その他

区民パレード時の午前 9 時～午前 1 0 時及び地車・布団太鼓パレード時の午後 2 時～午後 3 時については配置換えを行う。(別図 3 のとおり)

第53回生野まつり 交通規制計画(Aブロック)

区民パレード時 午前9時00分～午前10時 (集合時間 午前9時)

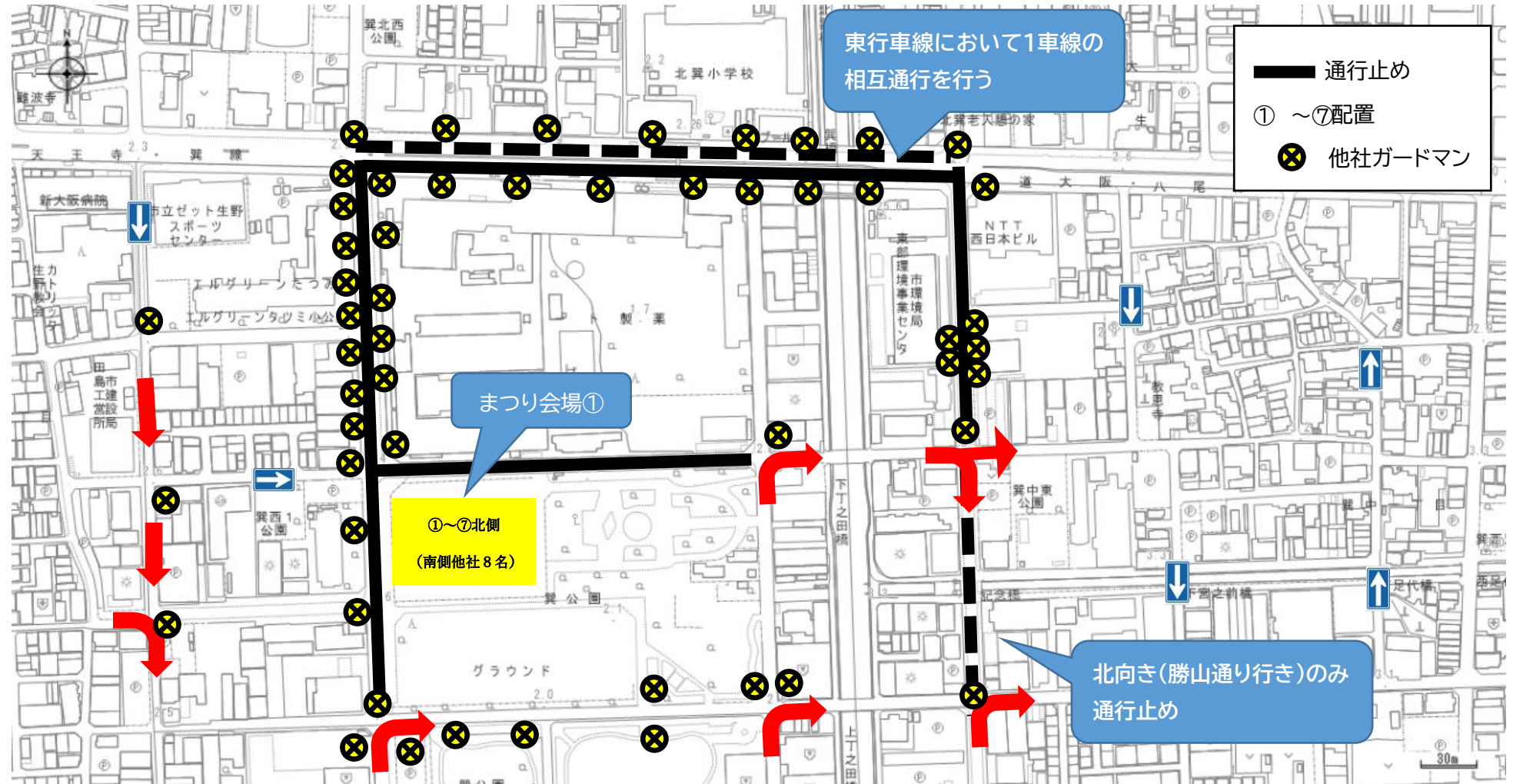
矢印のとおり車両を迂回誘導。



第53回生野まつり 交通規制計画(Aブロック)

地車・布団太鼓パレード時 午後2時～午後3時 (集合時間 午後1時30分)

※①～⑦は観衆者への安全確保 矢印のとおり車両を迂回誘導



業務委託提出書類について

○次の提出書類を定められた時期に必要な部数を担当者に提出すること。

名称	様式	時期	部数	備考	チェック
業務着手届	(様式1)	契約後速やかに	1部		
業務責任者が受注者に所属することを証する書面の届出書	(様式2)	契約後速やかに	1部		
業務責任者変更届	(様式3)	変更後速やかに	1部		
業務計画書の提出について	(様式4)	契約後速やかに	1部	業務計画の内容を変更する場合は、その都度作業計画書を提出すること	
業務完了届	(様式5)	業務完了後	1部		
令和8年度 障がい者を理由とする差別の解消の推進のための合理的配慮の提供に係る研修実施報告書	(様式6)	業務完了後	1部		

監督職員	担当係長

業 務 着 手 届
(業務責任者届)

令和 年 月 日

大阪市長 様

住所または事務所所在地
フリガナ
商号または名称
フリガナ
氏名または代表者名
受任者名

下記のとおりお届けします。

業 務 名 称 第53回生野まつり警備業務委託 (Aブロック)

業 務 場 所 本市指定場所

契 約 日 令和 年 月 日

期 限 令和 年 月 日

選任する業務責任者

氏 名	年 齢	資 格	当社勤務年数	経 験 年 数	担 当 業 務	備 考
					業務責任者	

監督職員	担当係長

業務責任者が受注者に所属することを証する書面の届出書

令和 年 月 日

大阪市長 様

住所または事務所所在地
フリガナ
商号または名称
フリガナ
氏名または代表者名
受任者名

下記の業務責任者が受注者と直接的な雇用関係にある者であることの証明を届出します。

業務名称 第53回生野まつり警備業務委託（Aブロック）

氏 名

直接雇用関係を証明するもの

証明するもの（写し）貼付

次のいずれかの写しを貼り付けてください。

- ・健康保険被保険者証
- ・健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書
- ・住民税特別徴収税額の決定・変更通知書（特別徴収義務者用）

注意

雇用関係を証明する上記の写しの貼り付けは、当該本人の同意を得て行なって下さい。
また、個人情報はマスキングの上貼り付けてください。

マスキング項目

健康保険被保険者証	保険者番号、被保険者等記号・番号、QRコード
健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書	被保険者整理番号、基礎年金番号、金額
住民税特別徴収税額の決定・変更通知書（特別徴収義務者用）	住所、金額、業務責任者以外の者の記載

監督職員	担当係長

業 務 責 任 者 変 更 届

令和 年 月 日

大阪市長 様

住所または事務所所在地

フリガナ

商号または名称

フリガナ

氏名または代表者名

受任者名

下記の通り業務責任者を定めましたのでお届けします。

記

業 務 名 称

第53回生野まつり警備業務委託（Aブロック）

業 務 場 所

本市指定場所

変更する業務責任者

氏 名	年 齢	資 格	当社勤務年数	経 年 験 数	担 当 業 務	備 考
					業務責任者	

変更後の業務責任者

氏 名	年 齢	資 格	当社勤務年数	経 年 験 数	担 当 業 務	備 考
					業務責任者	

監督職員	担当係長

業 務 計 画 書 の 提 出 に つ い て

令和 年 月 日

大阪市長 様

住所または事務所所在地

フリガナ

商号または名称

フリガナ

氏名または代表者名

受任者名

次の委託業務について、下記のとおり作業計画書を提出します。

記

業 務 名 称 第53回生野まつり警備業務委託（Aブロック）

作 業 計 画 書 ・ 工程表、作業手順等 （様式任意）

※ 作業計画の内容を変更する場合は、理由を明確にしたうえで、その都度監督職員に作業計画書を提出すること。

監督職員	担当係長

業 務 完 了 届

令和 年 月 日

大阪市長 様

住所または事務所所在地

フリガナ

商号または名称

フリガナ

氏名または代表者名

受任者名

下記のとおり業務が完了しましたのでお届けします。

記

業 務 名 称	第53回生野まつり警備業務委託（Aブロック）			
業 務 場 所	本市指定場所			
契 約 番 号	第			号
契 約 日	令和	年	月	日
期 限	令和	年	月	日
完 了 日	令和	年	月	日
請 負 金 額	金			円

＊履行遅延したものについては履行遅延理由書を添付すること

令和8年度 障がいを理由とする差別の解消の推進のための合理的配慮の提供に係る研修実施報告書

1 事業者名等

事業者名		
担当者名		
連絡先		

2 研修内容

月 日	講師・研修方法等	時間 (分)	対象（受講人数）

作 業 日 報

令和 8 年 10 月 日 ()

報告者 _____

■報告

時間帯		警備範囲	不審者、不審物（車両）、設備の異常など	
午前	時現在	公園内	☐ なし	☐ あり ()
午後		公園周辺	☐ なし	☐ あり ()
午前	時現在	公園内	☐ なし	☐ あり ()
午後		公園周辺	☐ なし	☐ あり ()
午前	時現在	公園内	☐ なし	☐ あり ()
午後		公園周辺	☐ なし	☐ あり ()
午前	時現在	公園内	☐ なし	☐ あり ()
午後		公園周辺	☐ なし	☐ あり ()
午前	時現在	公園内	☐ なし	☐ あり ()
午後		公園周辺	☐ なし	☐ あり ()

■引継ぎ・特記事項

不審なものがあれば、その特徴や識別に繋がること
その他、共有すべき事項 など